

## 提出された御意見の概要及び総務省の考え方

No.	提出された御意見の概要	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	<p>基本的には問題無いのではないかと考える。よってこの改正に賛成である。</p> <p>しかし、ここでどうもコネによる不正な購入が多くなりがち危険性があると思われるので、その様な事態が発生しないように注意すべきであると考えます。</p> <p>この様な購入はおそらく秘密にする類のものではないと考えるので、購入状況について市民が容易にそれを知る事が出来るようにし、不正が発生しないよう、また不正が発生しているのであればすぐに是正が行えるようにしておくべきであると考えます。</p> <p>総務省は地方自治体も含めて会計制度についての変更を行い、詳細な把握と透明化を進めている状況であると察するが、この様な福祉的なものについても（むしろ福祉的なものこそより一層）不正は入り込むものであるため、その様な不正が発生しないようにしていただきたい。</p> <p>本案件に限らず一般的な話であるが、不正な支出は不正に国庫が使われるというだけでなく、組織犯罪集団にも資金が流れ込む性質のものであり、それは現在問題となっている国際的テロネットワークの助けにもなるものであるため、公正に合理的に予算が使われるようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき物品の購入又は役務の提供を受ける契約を締結する際の機会均等、透明性及び公正性の確保の観点から、従前より、次のような内容の手続を普通地方公共団体の規則において定めることを、総務省から各地方公共団体に助言しているところですが、今回の改正案の施行に伴い、改めて助言することといたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること</li> <li>② 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること</li> <li>③ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること</li> </ol>	無